

第28回定例総会議事録

1. 日 時	令和5年7月10日（月）午後3時15分招集
2. 場 所	市役所本庁舎8階 801会議室
3. 出席委員	
13名	1番 朝来野 清 2番 阿部 清 3番 大野 功二 4番 平山 孝行 5番 得丸 芳昭 6番 齊藤 耕一 7番 秋吉 和行 9番 齊木 清範 10番 長尾 栄作 11番 脇 文夫 12番 筒井 昌一 13番 二宮 ナミ子 14番 中園 公雄
4. 欠席委員	
1名	8番 加藤 隆生
5. 事務局	
	事務局職員 4名
事務局	ただいまより第28回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。
朝来野会長	(あいさつ)
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第28回定例総会を開会いたします。 本日の出席者は13名、欠席者は1名。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。

	(異議なし)
議長	<p>それでは、議事録署名委員に4番平山委員さん、10番長尾委員さん、書記は事務局の今田さんをお願いします。</p> <p>では、議案の審議に入ります。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
11番協委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p> <p>申請地は、大分大学医学部附属病院から北東へ約1.2kmの距離に位置した農地であり、現地は一部に庭木があるが全体的に保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてキュウリ、ナス、トマト、ダイコン、ジャガイモを栽培する予定です。農機具は草刈機を2台、鋤を2本所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約1aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
11番協委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p> <p>申請地は、大分市立植田南中学校から南西へ約650mの距離に位置した農地であり、現地はウメ、スモモ、カキが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてスモモ、カキを</p>

議長	<p>栽培予定です。農機具は草刈機、消毒機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約38a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2ページ 3番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
11番協委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地の3筆は大分市立植田小学校から南西へ約950m、1筆は約400mの距離に位置した農地であり、現地の3筆はミカン、イチジク、1筆はナス、トウモロコシなどの露地野菜、キウイ、ミカンなどの果樹が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてミカン、カボスを栽培予定です。農機具は噴霧器を3台、耕運機、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約10a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ4番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>

7番秋吉委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、道の駅のつはるから北東へ約1.5kmの距離に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を3台、トラクター、コンバイン、田植機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約22aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ3ページ 5番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
11番脇委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、七瀬川自然公園グラウンドから北へ約70mの距離に位置した農地であり、現地はカボチャ、ピーマン、ダイコンなどの露地野菜が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地において1筆はジャガイモ、タマネギ、1筆はダイコン、ハクサイを栽培予定です。農機具は耕運機を1台借用予定です。なお、契約成立後の経営面積は約4aとなる。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	なければ6番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
11番脇委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分家畜保健衛生所から南西へ約350mに位置した農地であり、現地の1筆は保全管理、1筆はカボチャ、サツマイモ、ジャガイモなどの露地野菜が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において1筆はジャガイモ、1筆はキャベツを栽培予定です。農機具は耕運機、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約14a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	なければ4ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番齊木委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立吉野中学校より南西へ約1.5km の距離に位置した農地であり、現地の2筆はピーマン、ナス、トマト、スイカなどの野菜が栽培されており、2筆はクリが植えられ、一部にタケノコ用の竹が生えていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地では野菜、クリ、サカキを栽培予定です。農機具はトラクター、耕運機を各1台、草刈機を2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約27a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>

議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番長尾委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大南市民センターより南へ約2.2kmの距離に位置した農地であり、1筆は耕起されており、1筆は保全管理の状態で一部に農業用倉庫がありました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、隣接する住宅に転居予定の新規就農者で、申請地ではジャガイモ、サツマイモ、トウモロコシ、ニンニクを栽培予定です。農機具は、耕運機、草刈機を各1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約17aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ5ページ 3番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番長尾委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次中学校より北へ約100mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地ではトウモロコシ、サツマイモを栽</p>

議長	<p>培予定です。農機具はトラクターを1台、草刈機を2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約5a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ6ページ 1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
14番中園委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、一尺屋連絡所より北西へ約300mの距離に位置した農地であり、現地は以前に設置されていたハウスの骨組みや基礎は除去され保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地でデコポンを栽培予定です。農機具は管理機、消毒液散布機を各1台、草刈機を2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約32a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ7ページ 1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
13番二宮委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p>

	<p>申請地は、大分県立大分工業高等学校から北東へ約300m、南東へ450m圏内に点在する農地であり、現地の5筆は水稻、1筆はカキ、ミカン、1筆はカキ、クリ、1筆はカキ、2筆はトマト、キュウリ、サトイモ、インゲン豆などの露地野菜が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地において5筆は水稻、2筆はカキ、クリ、ミカン、1筆はカキ、2筆はキャベツ、トマトを栽培予定です。農機具は耕運機、草刈機を各2台、田植機、コンバイン、乾燥機、ポーターを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約61aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
5番得丸委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分スポーツ公園から北東へ約800mの距離に位置する農地であり、現地は桑の木が2本生えており保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてダイコン、キャベツ、タマネギ、ジャガイモ、ニンジン、ハクサイを栽培予定です。農機具は草刈機を2台所有、耕運機を1台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は約5aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

	(質問・意見なし)
議長	なければ、8ページ 農地法第4条許可申請 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番大野委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より北西に約1.7kmの距離に位置する農地であり、現地は既に堆肥舎等として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、畜産業を営む法人が堆肥舎等として利用するものであるが、既に転用済みのため始末書提出済みです。農地区分です。申請地は、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域であるため、農用地区域内の農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
5番得丸委員	堆肥施設は無断転用になるのですか？
事務局	はい、無断転用になります。農地を農地として耕作できない用途に使う場合は転用になります。自己所有地であれば、農業倉庫で200㎡未満であれば許可不要ですが、200㎡を超える場合は許可が必要であり、他には牛舎、堆肥舎も転用許可が必要です。
5番得丸委員	屋根がない農業用の堆肥置場はどうなりますか。
事務局	農業用の堆肥であれば農業利用になるかと思いますが、法律上の解釈からすると、農地を肥培管理し作物を栽培するなど、耕作できる状態でな

	ければ、やはり転用許可は必要です。
5番得丸委員	農業するには堆肥が必要で、農地を堆肥置場として理由でいている人は多数いますが、その人たちが今後農地売買をする場合に支障になるのではないのでしょうか。
事務局	堆肥置場であれば、農業利用で転用の許可見込みがあると思いますので、その場合は転用の申請をしていただければと思います。
5番得丸委員	わかりました。
議長	他にありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なかれば9ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番長尾委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次中学校より北西に約400mの距離に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、障害福祉サービス事業等を営む法人が運営する施設の駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

	(質問・意見なし)
議長	なければ10ページ 1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
13番二宮委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立滝尾中学校の北東約730mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、障害福祉サービス事業を営む法人が社会福祉施設として利用するものです。農地区分です。申請地は、水管、下水管が埋設されている市道の沿道であって、500m以内に2以上の教育施設、医療施設がある農地であるため第3種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ2番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
13番二宮委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立滝尾中学校の北東約740mに位置する農地であり、現地は既に資材置場用地として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、建設業を営む法人が資材置場用地として利用するものであり、既に転用済みのため始末書が添付されていました。農地区分です。申請地は、水管、下水管が埋設されている市道の沿道であって、500m以内に2以上の教育施設、医療施設がある農地であるため第3種農地に該当します。</p>

	<p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第1号議案について採決します。</p> <p>第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第4条及び第5条許可申請は許可相当とします。</p> <p>次に、11ページ 第2号議案 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。</p> <p>基盤強化法での所有権移転 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
5番得丸委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p> <p>申請地は、大分市立川添小学校より南西へ約1.4kmの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。所有権移転を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は農地所有適格法人及び認定農業者で、申請地ではハウスでニラを栽培予定です。農機具は、トラクターを7台、エンジン動力噴霧器を3台、ニラ移植機を2台、堆肥散布機を1台所有しています。所有権移転後の経営面積は、23ページ農地中間管理事業の申請分と併せて約252a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当であるとの意見でした。</p>

議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、12ページ 利用権設定 1番について、大南地区の委員さは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番長尾委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大南市民センターより南東へ約2~3kmの距離に点在した農地であり、現地の4筆は牛舎として利用され、その他の農地は牧草、水稲が栽培及び保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地において水稲、飼料作物を栽培予定です。農機具は、田植機、乾燥機、糞摺り機、コンバイン、ミニロールベラー、自走モアを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約103aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
4番平山委員	<p>牛舎は農地として貸してもよいのでしょうか</p>
事務局	<p>牛舎は農地ではありませんが農業用施設用地に該当し、利用権は農業用施設用地で設定することも可能となっております。</p>
議長	<p>他に何かありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ13ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報</p>

	<p>告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
5番得丸委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立東陽中学校より南へ約110mの距離に位置した農地であり、現地の2筆は保全管理、1筆は一部が耕起されている他は一部保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、乾燥機、糞摺り機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約436a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、14ページ 第3号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。</p> <p>1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
11番脇委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、井野辺病院より北西へ約680mの距離に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状</p>

<p>議長</p>	<p>況・営農計画です。借受人は申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約59a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当であるとの意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>11番協委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、井野辺病院より北西へ約380mの距離に位置した農地であり、現地は田植前の代かき状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約17a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当であるとの意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ15ページ 3番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>11番協委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p>

<p>議長</p>	<p>申請地は、井野辺病院より北西へ約400m～600mの距離に点在した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約89a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当であるとの意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ4番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>11番協委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、博愛病院より北東へ約400mの距離に位置した農地であり、現地はトマト、ネギ、ゴボウが栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具は軽トラックを4台、トラクター、破碎機、タイヤショベルを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約116 a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当であるとの意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ16ページ 1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報</p>

	<p>告と地区審議会での意見を報告してください</p>
4番平山委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立こうざき小学校より南へ約1.3kmの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は田植機、コンバイン、乾燥機、籾摺り機を各1台、トラクターを2台、草刈機を4台所有しています。利用権設定後の経営面積は約113aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ次の2番は平山委員さんの案件ですので、平山委員さんは一旦、退室をお願いします。</p> <p>(平山委員退室)</p>
議長	<p>では、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
14番中園委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎中学校より南へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていきました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は、草刈機を3台、トラクター、田植機、軽トラック、コンバインを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約196aとな</p>

議長	<p>ります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当であるとの意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、16ページ 2番について採決します。</p> <p>本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、16ページ 2番は承認することとします。</p> <p>では、平山委員さんは着席をお願いします。</p> <p>(平山委員着席)</p>
議長	<p>それでは17ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
12番筒井委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、パークプレイス大分より北東へ約780mの距離に位置した農地であり、現地の2筆は一部にハウスが設置されイチゴが栽培されており、2筆は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地においてイチゴを栽培予定です。農機具は、草刈機を2台、動力噴霧器を1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約59a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当であるとの意見でした。</p>

議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
12番筒井委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立松岡小学校より北西へ約170mの距離に位置した農地であり、現地はイチジクが栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地においてイチジクを栽培予定です。農機具は、草刈機を1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約6a となります。</p> <p>賃借料が480,000円と高額になっている理由ですが、農地の近隣に貸人が所有する空き家があり、農地と家を借りる賃料となっています。</p>
事務局	<p>農地のみ賃借料が望ましいので、申請者に確認し、農地と家が分けられるのであれば、農地のみ金額に修正していただこうと思います。</p>
議長	<p>では来月の審議会の時に結果を報告してください。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、採決した「16ページ 2番」を除く、第3号議案について採決します。</p> <p>第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案は承認します。</p> <p>次に、18ページ 第4号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成のための審議を行います。説明は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>18ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次本町地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にモヤシ、小大豆モヤシ、サツマイモを栽培する認定農業者で契約成立後の経営面積は約291a となります。</p> <p>次は19ページから20ページ 2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、上冬田地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約797a となります。</p> <p>次に21ページ 1番です。土地の表示、申請者。権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、上久所地区に位置し農地であり、現地は耕起されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に米、麦、ニンニクを栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約20ha となります。</p> <p>次に22ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、門前地区に位置した農地であり、1筆はハウスが設置され、その他は耕起されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にオオバを栽培する認定農業者で、契約成立後の経</p>

	<p>営面積は約256a となります。</p> <p>続いて2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、新田地区、鶴瀬地区に位置した農地であり、現地はハウスが設置されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にニラを栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約321a となります。</p> <p>次は23ページ 3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は新田地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にニラを栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は同時申請分を併せて約252a となります。</p>
議長	<p>次の、24ページ 1番は阿部委員さんの案件ですので、阿部委員さんは一旦、退室をお願いします。</p> <p>(阿部委員退室)</p>
議長	<p>では、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>24ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、下戸次の宇釜場、字中道に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で集積済農地の配分先を変更します。配分先は主にニラを栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約487a となります。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、承認相当であるとの意見でした。</p>

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
5番得丸委員	地積が〇〇㎡のうち〇〇㎡とありますが、所有者が分筆をするのでしょうか。
事務局	分筆はしていません。1筆の中に2つの圃場があるイメージで、それぞれ別の人が耕作している状況です。利用権の場合、内筆という表現をしますが分筆せずに設定することが可能です。
議長	他にありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、24ページ 1番について採決します。 本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、24ページ 1番は承認することとします。 では、阿部委員さんは着席をお願いします。 (阿部委員着席)
議長	それでは、引き続き事務局から説明してください。
事務局	24ページ 2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、下戸次の字中道に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で集積済農地の配分先を変更します。配分先は主に露地野菜を栽培する農業者で、契約成立後の経営面積は約211a とな

	<p>ります。</p> <p>続いて25ページ 3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、下戸次の字中道に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で集積済農地の配分先を変更します。配分先は主にゴボウ、ハウレンソウ、ダイコンを栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約433a となります。</p> <p>24ページから25ページは中間保有している農地を、これまでとは違う方へ配分するという案件になります。</p> <p>それぞれの案件について、各審議会で審議していただいたところ承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、採決した24ページ 1番を除く、第4号議案について採決します。</p> <p>第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第4号議案は承認します。</p> <p>次に、26ページ 第5号議案 非農地証明願 1番について事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>26ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1993年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、野津原公民館より北西に約1.1kmの距離に位置した農地であり、現地は原野化していました。</p>

	<p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2番について、事務局より報告してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>2番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1988年頃から宅地として利用しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、大分市立野津原中学校より南西に約1.5kmの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ27ページ 1番について、事務局より報告してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1975年頃から宅地として利用しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎中学校より北東へ約650mの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

	(質問・意見なし)
議長	なければ27ページ 2番について、事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1981年頃から宅地として利用しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎中学校より北へ約250mの距離に位置した農地であり、現地は一部が宅地として利用されており、その他の部分は面積が矮小であることから農地として復元しても利用できないと見込まれます。地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ3番について、事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1998年頃から農地への進入路として利用されているとのこと。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎中学校より北東へ約670mの距離に位置した農地であり、現地は農地への進入路として利用されていました。地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)

議長	なければ4番について、事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は2005年頃から耕作放棄により山林化しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎中学校より南西へ約650mの距離に位置した農地であり、現地は山林化していました。地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ28ページ 5番について、事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1985年頃から宅地として利用されているとのこと。現地調査報告です。申請地は、大分市立小佐井小学校より南西へ約1.5kmの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ6番について、事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1964年頃から耕作放棄により山林化しているとのこと。現地調査報告です。

議長	<p>申請地は、大分市立佐賀関中学校より南西へ約2.3kmの距離に位置した農地であり、現地は山林化していました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ7番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は2008年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。</p> <p>申請地は、大分市立神崎中学校より北西へ約1.3kmの距離に位置した農地であり、現地は山林化していました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ29ページ 1番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は2001年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立松岡小学校より南西に約1.4kmの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>

議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第5号議案について採決します。</p> <p>第5号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第5号議案は非農地決定いたします。</p> <p>次に、30ページからの 第6号議案 報告事項について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>30ページから32ページです。農地法第3条の3届出で、相続により農地を取得したという届出が合計で6件出ています。</p> <p>次に33ページから36ページです。農地法第4条第1項第8号届出で、市街化区域内農地において、所有者自身が転用する届出が合計で14件出ています。</p> <p>次に37ページから40ページです。農地法第5条第1項第7号届出で、市街化区域内農地において、権利移動を伴う転用の届出が合計で37件出ています。</p> <p>最後は41ページから43ページです。農地法第18条第6項通知で、利用権や戦前小作で双方合意による解約の通知が合計で6件出ています。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告について質問意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	なければ、その他協議事項について事務局からお願いします。
事務局	特にありません。
議長	以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了いたしました。 その他で何かありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、これで第28回定例総会を閉会します。